

校区外通学許可基準

豊橋市教育委員会

豊橋市内在住の学齢児童生徒の就学校は、「豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程」に基づき、豊橋市教育委員会が指定するが、保護者より指定校変更の申し出があった場合は、次に掲げる事由に該当する場合に許可する。

【年度途中の転居】

- 1 中学校入学式以降に転居し、引き続き転学前に通学していた学校に通学を希望する場合、卒業まで許可する。
- 2 小学校第1学年の入学式及び小学校第2学年から第6学年の始業式以降に転居し、引き続き前学校に通学を希望する場合、学年終了まで許可する。

【転居予定】

- 3 新築、改築等のため工事完了後に転居することが確実な場合や、建売住宅を購入し建築中・改装中等の理由により完成後転居する場合、工事請負契約書、売買契約書等にて完成時期が明確に記載されている書面を提示の上、転居日（許可期間は、最長6か月）まで許可する。
- 4 市営・県営住宅、アパート、マンション等に入居予定のため、学期当初等より新学校へ通学を希望する場合、入居承諾書の写し等、転居することが確実である書類を提示の上、転居日まで許可する。

【一時的な住所変更】

- 5 仮住居など一時的な住所変更等に基づき指定校以外の学校へ通学を希望する場合、居住証明書、理由書等を提示の上、許可する。

【立ち退き】

- 6 区画整理・都市計画等により立ち退きを余儀なくされた児童が引き続き前学校へ通学を希望する場合、立ち退き命令を受けたことを証明する書類を提示の上、小学校卒業まで許可する。

【留守家庭】

- 7 共働き等で授業後保護者等が不在のため、児童を祖父母宅等へ預け、その祖父母宅等（児童の預かり先）の住所に基づく指定小学校へ通学を希望する場合、保護者等の勤務証明書（勤務終了時間は概ね午後4時以降）及び児童の預かり証明書を添えて、小学校卒業までを限度とし、許可する。なお、母子家庭・父子家庭等についてもこれに準ずる。
- 8 両親が校区外で自営業（家族経営に限る。会社等の事業所は不可。）を営んでいる場合等で授業後保護者等が不在のため、営業所の住所に基づく指定小学校へ通学を希望する場合、営業証明書等を提示の上、小学校卒業までを限度とし、許可する。なお、母子家庭・父子家庭等についてもこれに準ずる。

【慣例的な付き合い】

- 9 隣接する自治会等との昔からの慣例的な付き合いにより、通学区域に基づく指定校以外の学校へ通学を希望する場合、町の代表による証明書を添えて、小学校及び中学校卒業まで許可する。

【地理的な理由】

- 10 指定小学校への通学距離が3キロメートル以上あり、かつ、希望する小学校が自宅から最寄りの場合に限り、保護者の申請（あらかじめ指定小学校の証明が必要）に基づき、希望する小学校に許可する。

【特定地域隣接校選択制】

- 11-1 「豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程」別表第2の左欄に掲げる学校（指定校）に就学を予定している者は、同表に掲げる対象地域に住所を有する場合に限り、保護者の申請に基づき、同表に掲げる選択できる学校（選択校）に卒業まで許可する。

[指定校→選択校]

- (1) 吉田方小→花田小・松葉小
- (2) 岩田小→豊小・多米小（平成26年3月31日廃止）
- (3) 幸小→天伯小

11-2 経過措置

岩田小学校区における特定地域隣接校選択制度（以下「選択制度」という。）の廃止後も対象地域に住所を有し、就学を予定している者は、下記のいずれかに該当する場合に限り、保護者の申請に基づき、従前の例により、豊小学校または多米小学校への通学を卒業まで許可する。

- (1) 選択制度を利用して豊小学校または多米小学校に入学した兄や姉が在学学生であること。
- (2) 選択制度を利用して豊小学校または多米小学校に入学し、卒業した兄や姉がいること。

【特認校制】

- 12 「豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程」別表第3に掲げる学校（特認校）に就学を希望する者は、保護者の申請に基づき、同表に掲げる学校に許可する。

[特認校]

八町小、下条小、賀茂小、嵩山小

【特別支援学級への入級】

- 13 知的障害または自閉症・情緒障害の特別支援学級へ入級する児童生徒で、通学区域に基づく指定校にこれらの特別支援学級が設置されていないため、指定校に隣接する特別支援学級（知的障害学級、自閉症・情緒障害学級）設置校への通学を希望する場合、保護者の申請に基づき、許可する。

- 14 肢体不自由または病弱・身体虚弱の特別支援学級へ入級する児童生徒で、通学区域に基づく指定校にこれらの特別支援学級が設置されていないため、特別支援学級（肢体不自由学級、院内学

級) 設置校への通学を希望する場合、保護者の申請に基づき、許可する。

【国際学級への入級】

15 日本国籍を有しない外国人児童生徒(途中で日本国籍を取得した者を含む)で、日本語が不自由なために国際学級設置校(日本語教育指導教員配置校)へ通学を希望する場合、通学の利便性、通学の安全、国際学級入級に伴う諸経費、交通費等の出費について保護者の了解を得るとともに、国際学級設置校長の意見を聞いた上で、許可する。

【教育的な配慮】

16 不登校対応のため、通学区域に基づく指定校以外の学校へ通学を希望する場合、医師の診断書等及び学校長の意見書を添えて、指定校に隣接する学校への通学を許可する。

【その他】

17 1~16(10、12を除く)の事由で校区外通学許可を受けている者の兄弟姉妹が、その者と同じ学校へ通学を希望する場合、小学校及び中学校卒業まで許可する。

18 校区外通学許可を受けている児童が卒業した小学校の指定中学校へ通学を希望する場合、中学校卒業まで許可する。

19 1~18以外の事由で教育委員会がやむをえないと認めた場合、許可する。その際、添付書類・許可期間は協議の上、教育委員会が定める。

【注意事項】

20 許可を受けた者が違反した場合、速やかに教育委員会が指定する学校へ転校する。

21 許可を受けて校区外通学をすることによって生ずる責任は、保護者が負うものとする。

22 保護者より校区外通学の申し出があつてからの審査標準処理期間は、概ね1週間とする。

附 則

この基準は、平成19年1月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年2月6日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年11月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。